二十五　「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭部の模型をいう。

二十六　「ＮＩＣ」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十七　「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席をいう。

二十八　「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席以外の前向きの座席であって、外側後席以外の座席をいう。

二十九　「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。

三十　「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に付属する規則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三に規定する座席をいう。

（試験自動車等の選定に関する事項）

第三条　国土交通大臣は、自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。）のうち、平成二十二年五月末時点又は十月末時点に、市場において新車として販売されているものの中から、それぞれの時点の直近一年間の販売実績等を勘案して試験自動車を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することができる。

2　国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十二年十月末時点に市場において販売されているものの中から、その時点の直近一年六月間の出荷台数等を勘案して評価の対象とする装置を選定するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置の製作者等から試験の申し出があった装置を評価の対象とする装置として選定することができる。

（自動車の評価）

第四条　自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一　制動性能	乾燥した路面及び湿潤な路面において、試験自動車を制動初速度百キロメートル毎時から急制動する試験	乾燥した路面及び湿潤な路面における試験自動車の停止距離並びに幅三・五メートルの車線からのはみ出しの有無
二　フルラップ前面衝突安全性能	運転者席及び助手席にダミーを搭載した試験自動車の前面の全部を五十五キロメートル毎時でバリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験	ＨＩＣ、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部合成加速度、胸部変位、大腿部荷重、脛骨指数、かじ取りハンドル変位及びブレーキペダル変位に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性並びに衝突後の燃料漏れの有無
三　オフセット前面衝突安全性能（運転者席に限る。）	運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車の前面の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤフェイス付バリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験	ＨＩＣ、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部変位、シートベルトによる骨盤の拘束状態及び大腿部荷重に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性並びに衝突後の燃料漏れの有無
四　オフセット前面衝突安全性能（助手席の直後に位置する外側後席に限る。）	運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車の前面の運転者席側の一部（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリヤフェイス付バリヤの前面に垂直に正面衝突させる試験	

五　側面衝突安全性能	運転者席又は助手席にダミーを搭載した試験自動車の当該ダミーを搭載した座席側の側面に五十五キロメートル毎時でバリヤフェイス付台車を垂直に正面衝突させる試験	ＨＰＣ、胸部変位、腹部荷重及び恥骨荷重に基づき乗員の傷害程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びにサイドカーテンエアバッグの保護性を示す二段階の指標（衝突時にサイドカーテンエアバッグによって乗員頭部を保護したか否かをいう。次号において同じ。）
六　衝突安全性能	前四号の試験	フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験（運転者席に限る。）及び側面衝突安全性能試験における測定結果に基づき乗員の傷害程度を示す六段階の指標（助手席側の乗員については、フルラップ前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験における測定結果に基づき乗員の傷害程度を示す六段階の指標）及びサイドカーテンエアバッグの保護性を示す二段階の指標
七　歩行者頭部保護性能	試験自動車の車両前部上面、前面ガラス及び窓枠の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、三十五キロメートル毎時で頭部インパクタを衝突させる試験	細分化した区域ごとのＨＩＣに基づき歩行者頭部の傷害の程度を示す五段階の指標
八　後面衝突頸部保護性能	台車に試験自動車の運転者席又は助手席の座席を固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該台車の速度を十七・六キロメートル毎時とし、加速度及び減速度を台車に発生させる試験	ＮＩＣ、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメントに基づき乗員の傷害の程度を示す四段階の指標
九　後席座席ベルト使用性（外側後席に限る。）	イ　試験自動車の外側後席の座席にダミーを定置した後、ダミーの肩の位置から座席ベルトの最短距離を測定する試験	座席ベルトへのアクセスの容易性を示す三段階の指標
	ロ　試験自動車の外側後席の座席にダミーを定置した後、座席ベルトを装着し、座席ベルトの締め付け力を測定する試験	座席ベルトを装着した時の快適性を示す三段階の指標
	ハ　座席ベルトのバックルを目視により他のベルトのバックルと区別する試験	座席ベルトのバックルの識別の容易性を示す三段階の指標
	ニ　座席ベルトのバックルの結合及び解離を反復する試験	ベルトのバックルの結合の容易性を示す三段階の指標
十　後席座席ベルト使用性（中央後席に限る。）	座席ベルトの種類を確認する試験及び座席ベルトの装着の容易性を評価する試験	座席ベルトの種類及び座席ベルトの装着の容易性を示す二段階の指標
十一　座席ベルト非着用時警報装置性能	運転者席以外の座席に座席ベルトを装着していない乗員が乗車した試験自動車を走行する試験	運転者席以外の座席の座席ベルト非着用時警報装置の有無、作動条件及び作動時の警報の運転者からの認識性を示す二段階の指標